

「たんぎんバンクカードV i s a会員規定」の改正について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

当行は、令和4年2月15日（火）から下記のとおり「たんぎんバンクカードV i s a会員規定」を改正いたしますので、お知らせいたします。

記

一、改定内容

改定前	改定後
(第20条) 5. 当行は、第1項および第2項の債務の支払金額をご利用代金明細書により通知いたします。また、第1項および第2項の債務が年会費のみの場合は、ご利用代金明細書発行を省略することができますものとしてします。	(第20条) 5. 当行は、本会員の毎月の支払いに係るご利用代金明細情報を、支払期日までに当行指定のウェブサイトにて閲覧可能な状態におくことにより会員に通知します（ただし、法令で別途定めがある場合および一部提携カードにおいては、カード利用代金明細書を郵送による方法で送付します）。会員はVpassID規約、WEB明細特約に同意のうえ、当行指定の方法により、ご利用代金明細情報をインターネット等で閲覧することができます。また、ご利用代金明細情報について書面による通知を希望する本会員は、当行指定の方法により当行へ申し出るものとし、当行がこれを承諾した場合あるいは法令上義務づけられる場合、当行は本会員の届出住所宛てに書面を送付します。当行は、書面による通知を実施する場合で、当該通知が当行の義務に属しない場合には、本会員に対し、書面による通知にかかる当行所定の手数料を請求することができるものとしてします。本会員は、利用代金明細書の内容に異議がある場合には、利用代金明細書受領後10日以内に当行に対し異議を申出るものとしてします。ただし、支払いが書面による通知にかかる手数料または年会費のみの場合は、利用代金明細書を送付しない場合があります。

二、改定日

令和4年2月15日（火）

以 上